

II 基本的な考え方

1 策定趣旨及び目的

東川町は、町の調和ある発展を図り計画的なまちづくりを進めるため、昭和42（1967）年に「町づくり5カ年計画」を策定し、これまで5カ年を単位期間とする計画的な町づくりを行い、町民の福祉と生活水準の向上、生活基盤の整備などに大きな成果を収めてきました。

その間、これまでの成果と課題を再度認識し、次代を担う子どもたちの夢ある人材育成に努めるとともに、全ての住民が充実した未来を描ける生活環境の充実のため、地域資源を活かした施策の実現に努め、地域が自立して持続可能なまちづくりを進めてきました。

これまで、総合計画に関しては、地方自治法第2条第4項において「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と定められていました。しかし、国の地域主権改革のもと、平成23年5月に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市町村の判断に委ねられました。こうした中、本町においては、総合計画を本町のまちづくりの最上位計画として位置づけ、『写真文化首都「写真の町」東川町まちづくり基本条例』第17条で総合計画の策定を義務付けるとともに、「東川町議会の議決すべき事件を定める条例」第2条において、総合計画の基本構想の策定を議決案件として、その重要性・必要性を明確化しています。

社会情勢はめまぐるしく変化を遂げており、地方自治はより自主性と独自性を求められる時代となっています。また、「写真文化首都東川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進をはじめ、施策や事業の実施にあたっては、国における地方創生の推進と多様な社会情勢の変化や展望を踏まえ、より効果的な手段の活用により展開をめざしていくことが不可欠です。

このような背景にあって、町民と行政が一体となり、活力と潤いのある町の未来を築き上げていくことの重要性を共有し、町民参加による町民主体の町民福祉向上のまちづくりを計画的に推進するため、これまで進めてきた「プライムタウンづくり計画21-I」（平成20（2008）年～平成24（2012）年）、「プライムタウンづくり計画21-II」（平成25（2013）年～平成29（2017）年）を踏襲し、今後5カ年間の計画を「プライムタウンづくり計画21-III」として策定します。

2 計画の位置づけ

「プライムタウンづくり計画21-III」は、地方自治法旧第2条第4項に基づく基本構想を含む総合計画及び写真文化首都「写真の町」東川町まちづくり基本条例第17条に定める総合計画であり、本町のまちづくりの最上位に位置づけられる計画とします。

3 計画期間

「プライムタウンづくり計画21-III」の計画期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

また、従前の基本構想を基本計画に包含し、「目指すべき姿（基本理念・基本目標）」と「基本的な目標と施策の方向」による構成とします。

東川町がめざすべき将来へ向けた基本的な方向を明らかにし、体系別に施策の方向を定めることにより、基本計画に基づいた事業を推進するとともに、年度毎に実施する具体的な事業内容は状況の変化に即した手法と手段を用いた対応を図っていくこととします。